

群馬県情報公開条例施行規則の一部改正について【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第四条 条例第十八条第一項及び第二項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。</p> <p>一 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（別記様式第二号）</p> <p>二 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（別記様式第三号）</p> <p>三 公文書の全部を開示しない旨の決定 <u>公文書不開示決定通知書（別記様式第四号）</u></p>	<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第四条 条例第十八条第一項及び第二項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。</p> <p>一 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（別記様式第二号）</p> <p>二 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（別記様式第三号）</p> <p>三 公文書の全部を開示しない旨の決定</p> <p><u>イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書（別記様式第四号）</u></p> <p><u>ロ 条例第十七条の規定により開示請求を拒否する場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（別記様式第五号）</u></p> <p><u>ハ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書（別記様式第六号）</u></p> <p><u>ニ 条例第十二条第二項の規定により求めた補正に開示請求者が正当な理由なく応じない場合又は開示請求に係る公文書が開示請求をすることができないものである場合 公文書開示請求拒否通知書（別記様式第六号の二）</u></p>
<p>(決定期間延長通知書等)</p> <p>第五条 条例第十九条第二項の書面は、決定期間延長通知書（別記様式<u>第五号</u>）とする。</p> <p>2 条例第十九条第三項の書面は、決定期間特例延長通知書（別記様式<u>第六号</u>）とする。</p>	<p>(決定期間延長通知書等)</p> <p>第五条 条例第十九条第二項の書面は、決定期間延長通知書（別記様式<u>第七号</u>）とする。</p> <p>2 条例第十九条第三項の書面は、決定期間特例延長通知書（別記様式<u>第八号</u>）とする。</p>

改正後	改正前														
<p>(事案の移送通知書)</p> <p>第六条 条例第二十条第一項の書面は、公文書開示請求事案移送通知書(別記様式第七号)とする。</p>	<p>(事案の移送通知書)</p> <p>第六条 条例第二十条第一項の書面は、公文書開示請求事案移送通知書(別記様式第九号)とする。</p>														
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第七条 条例第二十一条第一項及び第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 開示請求の年月日</p> <p>二 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>三 意見書の提出先及び提出期限</p> <p>2 条例第二十一条第一項及び第二項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書(別記様式第八号)により行うものとする。</p> <p>3 条例第二十一条第一項及び第二項の意見書は、公文書の開示に係る意見書(別記様式第九号)とする。</p> <p>4 条例第二十一条第三項の書面は、公文書を開示決定した旨の通知書(別記様式第十号)とする。</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第七条 条例第二十一条第一項及び第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 開示請求の年月日</p> <p>二 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>三 意見書の提出先及び提出期限</p> <p>2 条例第二十一条第一項及び第二項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書(別記様式第十号)により行うものとする。</p> <p>3 条例第二十一条第一項及び第二項の意見書は、公文書の開示に係る意見書(別記様式第十一号)とする。</p> <p>4 条例第二十一条第三項の書面は、公文書を開示決定した旨の通知書(別記様式第十二号)とする。</p>														
<p>(費用負担に係る額)</p> <p>第十一条 条例第二十三条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1118 1068 1439"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 乾式の複写機による写しの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)</td> <td>白黒複写一枚につき十円</td> </tr> <tr> <td>カラー複写一枚につき五十円</td> </tr> <tr> <td>二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)(五に係る</td> <td>白黒出力一枚につき十円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	費用の額	一 乾式の複写機による写しの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)	白黒複写一枚につき十円	カラー複写一枚につき五十円	二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)(五に係る	白黒出力一枚につき十円	<p>(費用負担に係る額)</p> <p>第十一条 条例第二十三条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1118 2067 1439"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 乾式の複写機による写しの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)</td> <td>白黒複写一枚につき十円</td> </tr> <tr> <td>カラー複写一枚につき五十円</td> </tr> <tr> <td>二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)(五に係る</td> <td>白黒出力一枚につき十円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	費用の額	一 乾式の複写機による写しの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)	白黒複写一枚につき十円	カラー複写一枚につき五十円	二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)(五に係る	白黒出力一枚につき十円
区 分	費用の額														
一 乾式の複写機による写しの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)	白黒複写一枚につき十円														
	カラー複写一枚につき五十円														
二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)(五に係る	白黒出力一枚につき十円														
区 分	費用の額														
一 乾式の複写機による写しの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)	白黒複写一枚につき十円														
	カラー複写一枚につき五十円														
二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)(五に係る	白黒出力一枚につき十円														

改正後			改正前		
場合を除く。)		カラー出力一枚につき五十円	場合を除く。)		カラー出力一枚につき五十円
三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（五の項に係る場合を除く。）	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき <u>百円</u> に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額	三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（五の項に係る場合を除く。）	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき <u>二百円</u> に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
	その他の場合	一枚につき <u>百円</u>		その他の場合	一枚につき <u>二百円</u>
四 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（五の項に係る場合を除く。）	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき <u>百二十円</u> に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額	四 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（五の項に係る場合を除く。）	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき <u>二百二十円</u> に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
	その他の場合	一枚につき <u>百二十円</u>		その他の場合	一枚につき <u>二百二十円</u>
五 その他公文書の性質に応じて複写において特別な対応を必要とする場合における		当該複写したものの作成に要する費用に相当	五 その他公文書の性質に応じて複写において特別な対応を必要とする場合における		当該複写したものの作成に要する費用に相当

改正後		改正前	
る当該複写したものの聴取、視聴、閲覧 又は交付	する額	る当該複写したものの聴取、視聴、閲覧 又は交付	する額
備考 一 用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。 二 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。		備考 一 用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。 二 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。	
2 前項に規定する費用は、前納とする。		2 前項に規定する費用は、前納とする。	
(諮問通知書)		(諮問通知書)	
第十二条 条例第二十七条の通知は、群馬県公文書開示審査会諮問通知書(別記様式 <u>第十一号</u> )により行うものとする。		第十二条 条例第二十七条の通知は、群馬県公文書開示審査会諮問通知書(別記様式 <u>第十三号</u> )により行うものとする。	
(実施状況の公表)		(実施状況の公表)	
第十三条 条例第三十九条の規定による公表は、 <u>インターネットの利用その他の方法により</u> 行うものとする。		第十三条 条例第三十九条の規定による公表は、 <u>群馬県報に登載して</u> 行うものとする。	
附 則 1 <u>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</u> 2 <u>この規則の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規則の規定によりなされている公文書の開示請求については、なお従前の例による。</u>			